平成２２年（フ）第３５４号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目27番１号
債務者　小柴　孝美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９号
兵庫県南あわじ市八木鳥井515番地３
債務者　山田　秀子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２号
兵庫県南あわじ市倭文庄田322番地37、事業所所在地兵庫県洲本市本町４丁目２―19
債務者　福福こと　中村　恵子（旧姓中﨑・**薗**山）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１７号
山口県宇部市大字東須恵3733―５、住民票上の住所山口県宇部市大字東須恵1157番地93
債務者　友成　清行
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７１号
山口県宇部市大字上宇部150番地５
債務者　宮本　秀夫（旧姓李）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３０７号
北九州市八幡西区熊西１丁目14番１―203号
債務者　日髙　正規
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３２０号
北九州市小倉北区井堀３丁目25番７号
債務者　田中　幹雄
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３４１号
北九州市門司区丸山２丁目４番208―402号
債務者　上野　直隆
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５７号
北九州市八幡西区陣原１丁目15番22―203号
債務者　渡辺　静香（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５８号
北九州市八幡西区日吉台３丁目26番16―607号
債務者　安永　優子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４２号
宮崎市千草町６番14号　霧島マンション301号
債務者　中村　志保
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２号
宮崎県児湯郡川南町大字平田2376番地２　白坂住宅３　224号
債務者　内田　多美（旧姓久米田）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1377番地１　丸井コーポ213号室
債務者　増田留美子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７２号
福島県田村郡三春町大字平沢字担橋64番地の６　コーポ佐久間102号
債務者　相樂　勝治
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
福島県郡山市片平町字新蟻塚102番地の10
債務者　樋口　光絵
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
埼玉県北本市東間８丁目223番地
債務者　赤沼　裕介
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
埼玉県上尾市上町１丁目３番30号
債務者　小林　久郎
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係